

規 則

身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年六月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第四号

身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

身体障害者福祉法施行細則（平成五年埼玉県規則第三十九号）の一部を次のように改正する。

第三条の見出しを「（身体障害者手帳の交付の通知等）」に改め、同条に次の一項を加える。

3 法第十五条第四項の規定により交付する身体障害者手帳の様式は、様式第四号のとおりとする。

第四条第一項第一号中「様式第四号」を「様式第五号」に改め、同項第二号中「様式第五号」を「様式第六号」に改め、同項第三号中「様式第六号」を「様式第七号」に改め、同項第四号中「様式第七号」を「様式第八号」に改め、同項第五号中「様式第八号」を「様式第九号」に改め、同項第六号中「様式第九号」を「様式第十号」に改め、同項第七号中「様式第十号」を「様式第十一号」に改め、同条第二項第二号中「様式第十一号」を「様式第十二号」に改める。

様式第十一号を様式第十二号とし、様式第四号から様式第十号までを一号ずつ繰り下げ、様式第三号の次に次の一様式を加える。

様式第4号 (第3条関係)

(第1面)

身 体 障 害 者 手 帳		
写 真	埼 玉 県	第 号
無帽・上半身 縦4cm×横3cm	年 年	日 日
	氏 名	再 交 付
	年 月 日	生 日
	埼 玉 県	印

(第2面)

身体障害者等級表 による級別		旅客鉄道株式会社 旅客運賃減額	
本 人 住 所			
保 護 者 氏 名 住 所		続 柄	

(第3面)

障 害 名	
	要 再 認 定

(第 4 面)

本人の欄	
変更事項	年月日 取扱機関
	年月日
	年月日
保護者の欄	
変更事項	年月日 取扱機関
	年月日

(第 5 面)

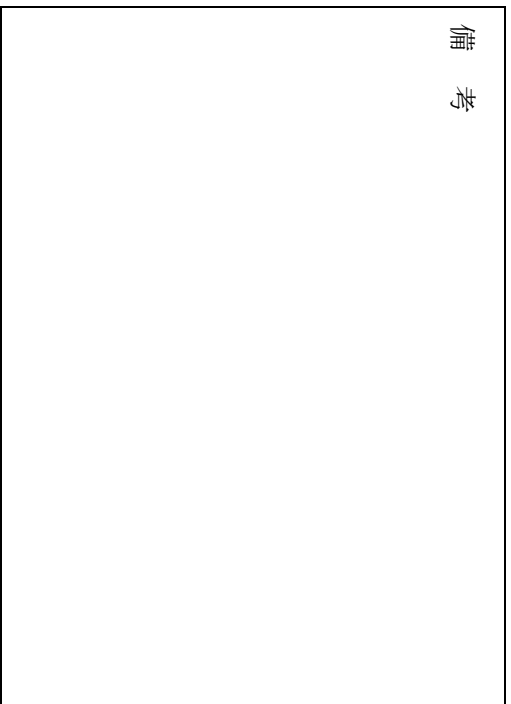
注意事項
1 この手帳の交付を受けて更生しようとなさる方には、国、都道府県、市町村などができるだけのお世話をすることになっていきます。
2 医療や生活や職業などのことで相談されたいときや、つえ、義肢などが必要なときは、いつでも近くの福祉事務所、町村役場、保健所、児童相談所や総合リハビリテーションセンターなどに御相談ください。
3 身体障害者福祉司、児童福祉司、ケースワーカーなどが訪問させていただきます。
4 この手帳は、なくさないように大切に持ちください。
5 住所や氏名が変わったときは、すぐに変更の届を出してください。
6 この手帳を万が一なくしたり、使用できないようになったときは、再交付を申請してください。
7 この手帳は、他人に譲ったり、貸したりすることはできません。

(第 6 面)

備考

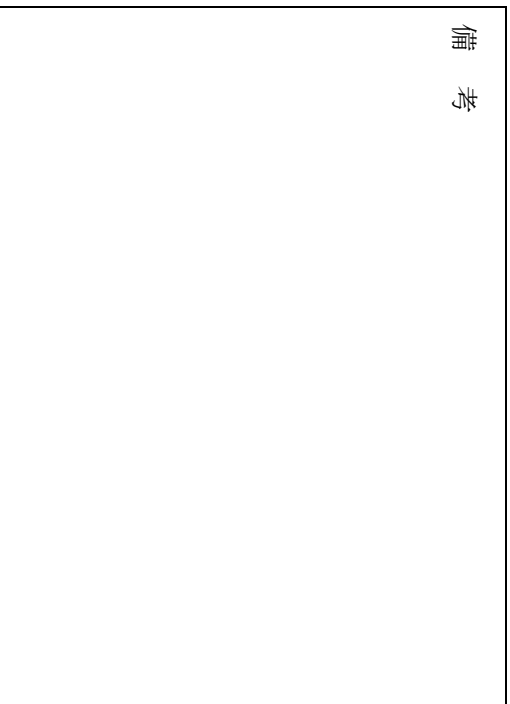
(第7面)

備考



(第8面)

備考



附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に交付されている身体障害者福祉法施行規則及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成三十一年厚生労働省令第四十八号）第一条の規定による改正前の身体障害者福祉法施行規則（昭和二十五年厚生省令第十五号。次項において「改正前の省令」という。）に定める様式による身体障害者手帳は、この規則による改正後の身体障害者福祉法施行細則に定める様式によるものとみなす。
- 3 改正前の省令に定める様式による用紙は、当分の間、使用することができる。